

委員会提出決議案第2号

議案第55号平成28年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議について

地方自治法第109条第6項の規定により、議案第55号平成28年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

平成29年9月15日提出

提出者 一般会計予算決算常任委員長 小野 泰

議案第55号平成28年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議

本議会は、議案第55号平成28年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対し、下記のとおり決議する。

記

決算審査は、次年度の予算につなげるために非常に重要なものであるとの認識のもと、本議会は、これまですべての決算認定に対し、事業の改善や事務事業評価の在り方について附帯決議を行い、提言してきた。

執行部において、この附帯決議を真摯に受け止め、改善された事業が見られたことは評価する一方で、旧態依然のまま何の進展のないものも多々見られたことは誠に遺憾である。

これは、担当部署の職員の意識の差に加え、事務事業評価制度が十分機能していないことに起因していると思われる。

については、各部署が行っている事務事業が真に市民福祉の向上のためになっているのか市民に分かる評価制度となるよう改善するとともに、職員に対しては、最も尊重すべき規範である自治基本条例並びに議会基本条例の趣旨を十分理解し、熱意を持って行動するよう意識改革を強く求める。

あわせて、次期議会においても、このことがしっかりと引き継がれることを強く望む。

平成 年 月 日

山陽小野田市議会